

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成16年 3 月31日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

次に掲げる要領の一部について，別紙新旧対照表の左欄を，右欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領（昭和58年 3 月18日制定）
- (2) 既修得単位に関する取扱要領（昭和55年 7 月 3 日制定）
- (3) 東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領（平成10年 3 月 5 日制定）
- (4) 東京学芸大学短期留学プログラム実施要領（平成14年 5 月 9 日制定）
- (5) 教育学研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領（平成 7 年 3 月23日制定）

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
1 （趣旨） 本学における教員養成実地指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については、<u>東京学芸大学教員選考規程（平成11年規程第18号）第17条</u>の規定に基づき、この要領の定めるところによる。 2 （選考手続） (1) <u>各部又は学部附属教育研究施設で教員養成実地指導講師を必要とするときは、当該の部又は学部附属教育研究施設で立案計画の上、次項の選考基準に基づき教員養成実地指導講師（教育実地研究特別講義担当）候補適格者選考調書（別紙様式）により候補適格者の選考を行う。</u> (2) <u>前号の規定により選考された候補適格者について、当該部担当の学部主事（学部附属教育研究施設にあつては当該学部附属教育研究施設の長）の承認を得た後、当該部の学部主事（学部附属教育研究施設にあつては第二部担当の学部主事）は、部教官会に報告するものとする。</u> 3 （選考基準） 教員養成実地指導講師候補者の選考は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員、指導主事若しくは社会福祉施設等において児童等の指導に当たっている者又はそれらの職にあつた者で、それらの職を合せて5年以上の教育歴があり、かつ、<u>すぐれた指導力をもつ者</u>を基準として行う。	（趣旨） <u>第1 東京学芸大学における教員養成実地指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第20条</u>の規定に基づき、この要領の定めるところによる。 （選考手続） <u>第2 各学系又は教育実践研究支援センターで教員養成実地指導講師を必要とするときは、当該学系又は教育実践研究支援センターで立案計画の上、第4項の選考基準に基づき、教員養成実地指導講師（教育実地研究特別講義担当）候補者選考調書（別紙様式）により選考を行う。</u> <u>第3 前項の規定により選考された候補者について、当該学系長（教育実践研究支援センターにあつては総合教育科学系長。以下同じ。）の承認を得た後、当該学系長は、当該学系の教授会に報告するものとする。</u> （選考基準） <u>第4 教員養成実地指導講師候補者の選考は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員、指導主事若しくは社会福祉施設等において児童等の指導に当たっている者又はそれらの職にあつた者で、それらの職を合せて5年以上の教育歴があり、かつ、優れた指導力をもつ者</u>を基準として行う。

教員養成実地指導講師（教育実地研究特別講義担当）候補適格者選考調書

備考 「指導依頼領域」欄には、教科教育（地理）、道徳の時間の指導、特別活動の指導、生徒指導と学級経営、教育機器の利用法、授業分析の手法等のように記載する。

教員養成実地指導講師（教育実地研究特別講義担当）候補者選考調書

備考 「指導依頼領域」欄には、教科教育（地理）、道徳の時間の指導、特別活動の指導、生徒指導と学級経営、教育機器の利用法、授業分析の手法等のように記載する。

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に教員養成実地指導講師の職にある者は、この要領により選考されたものとみなす。